

蒲情審答申第61号

(諮問第58号)

件名：平成19年度中に休日市役所窓口センター勤務命令を受けた者の選定理由が記載された文書ほか7件の非公開決定（文書不存在）に関する件

答 申

蒲郡市長（以下「実施機関」という。）が、別記に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）について、不存在を理由として非公開としたことは妥当である。

1 異議申立てに至る経過等

(1) 公文書の公開の請求

異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成25年5月21日付けで実施機関に対して、蒲郡市情報公開条例（平成10年蒲郡市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定により、本件対象文書の公開の請求を行った。

(2) 公文書の特定及び処分

実施機関は、文書1から文書8までの文書を特定した上で、それらすべてについて非公開決定（以下「本件処分」という。）を行うとともに、その旨を申立人に平成25年6月18日付けで通知した。

(3) 異議申立て

申立人は、本件処分を不服として、平成25年8月1日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定による異議申立てを行った。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

(2) 申立人の主張要旨

申立人が、異議申立書及び意見書で主張している理由は、次のとおり要約される。

ア 本件対象文書については、平成25年3月中に有効な情報公開請求書が情報公開の総合窓口到達したものであるにもかかわらず、補正指示と称して、実務上受付を拒否されたため、一切応じる補正指示ではないが、事実上補正指示に従う形で開示請求を取下げ、再度請求したところ、文書を保有していないとして非公開決定とされた。

イ 本件対象文書を実際に保有しているかどうかは申立人としては不明ではあるが、補正指示の内容に問題があり、違法・無効なものである。

ウ 情報公開の窓口担当者は、「権利の濫用に当たる公開請求に対する取扱い内

規」(以下「内規」という。)を作成しているが、これは極めて悪質なものである。

エ 内規においては、超大量請求であること、害意が認められる請求であることという要件を満たすときは権利の濫用に当たるものとして非公開決定について検討することとされているが、害意が認められる請求については、通常適用されない上に、本件請求についてみると、超大量請求であるとは言えず、窓口担当者が申立人の邪魔をしているだけである。

オ 申立人からすれば、実施機関の内規があろうがなかろうが関係のないことであり、申立人にとって有益な文書を機械的に請求するのみである。

カ 本件の場合、実際に文書が存在しないことを理由に非公開が妥当となることも考えられるものの、受付窓口の情報公開制度運用は許されないものであり、受付窓口の情報公開制度運用の不正を確認することは今後のためにも必要である。

キ 本件請求対象文書の請求に当たっては、実施機関の文書処理簿から文書の種類を抽出して選定している。

ク 文書1については、委託業者等、蒲郡市職員でない者が作成する性質の文書ではないので、これを除いた場合に公文書を保有していないということにはならない。

ケ 文書2については、委託業者等、蒲郡市職員でない者が作成するものが基本となるものの、支出負担行為決議書の1枚目の表紙等、職員が作成したものがあり、保有されている蓋然性が極めて大きい。

コ 文書3から文書8までについては、市の職員が作成に関わっていることは文書名から明らかであるので、委託業者等、蒲郡市職員でない者が作成するものを除いたとしても、残る公文書は存在すると解される。

サ 理由書からは明らかでないが、総合窓口の不正行為に由来して、実施機関が文書を破棄したことが伺える。

シ 不正行為に由来して請求の遅延がなされた場合においては、実施機関には、文書保全義務が発生する。

ス 審査会が過去に発出した、実施機関が申立人の請求を権利濫用として却下したことを妥当とした蒲情審答申第32号は、本件処分に影響があるものと考えられるが、これは不正な答申であり、採用されることはない。

### 3 実施機関の説明

実施機関が、理由書で主張している理由は、次のとおりである。

請求のあった公文書の件名に記載のあるとおり、委託業者等、蒲郡市職員でない者が作成した文書を除いた場合、公開の請求に係る文書を保有していないこととなるため、非公開決定をした。

#### 4 審査会の判断

条例第5条に規定されているとおり、何人も公文書の公開を請求する権利が保障されている。しかし、請求権が認められる前提として、請求時に当該公文書が現実に存在し、実施機関がこれを保有・管理している状態でなければならない。

当審査会は、本件対象文書の存否について双方の主張する内容を踏まえて次のとおり検討した。

##### (1) 文書1について

当審査会が当審査会の事務局職員をして文書1の存否を確認させたところ、実施機関が当該文書を作成又は取得している事実は認められなかった。

また、実施機関が管理する蒲郡市文書取扱規程（平成元年蒲郡市訓令第3号）第8条第2項の規定による文書処理簿（以下単に「文書処理簿」という。）を確認したところ、文書1の内容に相当する文書についての記載がないことも確認された。

よって、実施機関の説明に特段の不合理的な点は認められず、文書不存在を理由として非公開とした決定は、妥当なものと認められる。

##### (2) 文書2について

当審査会が当審査会の事務局職員をして文書2の存否を確認させたところ、当該文書の保存年限が5年であることから実施機関によって廃棄された経緯が確認され、当該文書の存在は認められなかった。

なお、実施機関の判断としては、文書2の件名にあるとおり、「…研修教材を購入した際の金額と、購入した研修教材の内訳がわかる文書」は、印刷業者が作成し、実施機関が受理した当該研修教材に関する見積書のみであり、申立人が指定したとおり「委託業者等、蒲郡市職員でない者が作成した文書を除く」と、公開の請求に係る文書を保有していないこととなるということであった。

今となつては、既に文書が廃棄されており、請求対象となった文書2の内容を確認することはできないが、申立人が主張するように、支出負担行為決議書の1枚目については、職員が作成したものであり、そこに「研修教材の内訳」についてまでは記載がなくとも、「研修教材を購入した際の金額」については記載があったことが想定される。

該当する文書が存在しない以上、実施機関が文書不存在を理由として非公開とした決定は、妥当なものと認められるが、申立人と実施機関との間で、文書について当事者の理解が十分とはいえず、文書の特定の際は共通認識を持つよう努められたい。

##### (3) 文書3から文書8までについて

当審査会が当審査会の事務局職員をして文書3から文書8までの存否を確認させたところ、当該文書の保存年限が5年であることから実施機関によって廃棄された経緯が確認され、当該文書の存在は認められなかった。

また、文書処理簿について確認したところ、文書3から文書8まですべてについて、実施機関が実施機関でない外部の組織から収受した文書と記録されており、蒲郡市職員が作成した文書ではないことから、申立人が指定したとおり「委託業者等、蒲郡市職員でない者が作成した文書を除く」と、実施機関は、公開の請求に係る文書を保有していないこととなる。なお、文書処理簿に記載のあった、それぞれの文書についての発信者（作成者）については、次のとおりである。

ア 文書3及び文書6：(財)愛知県市町村振興協会研修センター

イ 文書4、文書5及び文書8：市町村職員中央研修所

ウ 文書7：地方公務員災害補償基金 愛知県支部

よって、実施機関の説明に特段の不合理な点は認められず、文書不存在を理由として非公開とした決定は、妥当なもの認められる。

以上を総合すると、実施機関に誤りは認められず、本件処分はいずれも妥当である。

#### 5 申立人のその他の主張について

申立人は、異議申立書及び意見書においてその他諸々主張をしているが、いずれも本件の審議とは直接の関連はなく、当審査会の判断を左右するものではない。

#### 6 結論

以上のことから、当審査会は冒頭のとおり判断する。

#### ○審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成25年 8月 6日	実施機関からの諮問（企画部人事課）
平成25年10月 2日	実施機関から理由書収受
平成25年10月30日	申立人から意見書収受
平成26年 1月24日	審議
平成26年10月17日	事務局による報告
平成27年 6月18日	審議
平成27年11月20日	審議及び答申の検討

※本件は、申立人からの口頭意見陳述の希望はなかった。

- 文書1 平成19年度中に休日市役所窓口センター勤務命令を受けた者の選定理由が記載された文書
- 文書2 平成19年度中に、(財)愛知県市町村振興協会研修センターから研修教材を購入した際の金額と、購入した研修教材の内訳がわかる文書のうち、最も枚数の少ないもの
- 文書3 課長補佐研修実施要領 平成19年度
- 文書4 研修受講の決定について(組織管理～職場の活性化)平成19年度
- 文書5 研修受講の決定について(魅力あるまちづくり)平成19年度
- 文書6 会計学研修実施要領 平成19年度
- 文書7 公務災害事務研修会(初任者研修)の開催について(通知)平成19年度
- 文書8 研修受講の決定について(電子自治体構築の情報技術)平成19年度

のうち、委託業者等、蒲郡市職員でない者が作成した文書を除くもの